

熊本市 令和3年度（2021年度）

食品、添加物等の夏期一斉取締りの結果について（報告）

令和3年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について、食中毒の発生防止及び食品衛生の向上を図るため、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正な使用並びに食品及び添加物の適正な表示等について、夏期一斉取締りを実施しました。

1 実施期間

令和3年7月1日（木）から令和3年8月31日（火）までの2ヶ月間

2 実施内容及び結果

（1）田崎市場夏期食品一斉取締り

令和3年7月1日、熊本地方卸売市場（通称「田崎市場」）において保健所の食品衛生監視員など11名で立ち入り検査を行いました。食品関係営業施設73施設の立ち入り検査を行い、延べ3,550検体の食品を検査しました。その中で生食用鮮魚介類の保存基準違反が5件、菓子の食品表示違反が2件ありましたが、発見時に指導を行い、直ちに改善してもらいました。

（2）テイクアウトなどを行う飲食店への臨検

新型コロナウイルス感染症の影響から、新たにテイクアウトなどを開始する飲食店が増えているため、市内の飲食店441施設を臨検し、持ち帰り・宅配食品の衛生指導を実施しました。また、「飲食店で宅配や持ち帰りをはじめの方へ」の啓発動画をホームページに掲載し、オンラインでの情報提供も併せて実施しました。

（3）調理及び製造施設等への監視指導

食品の調理や製造を行う施設（飲食店、給食施設、そうざい製造業、魚介類販売業、食肉販売業）の施設臨検時に、食品の十分な加熱、調理従事者の健康確認記録及び手洗いの徹底について指導を実施しました。

（4）市民啓発・情報提供等

熊本県内に発令された食中毒警報及び食中毒注意報をホームページへ掲載するとともに関係者へ情報提供を行いました。